

## エコポイント対象住宅基準（共同住宅等）

地域区分	断熱性能要件 (評価方法基準による省エネルギー対策等級など)	断熱性能以外の要件
I 地域 (I a、I b 地域)	等級 4	以下の①～⑤のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 熱交換換気 <sup>※3</sup> を採用する場合 ③ 開口部において高断熱仕様の窓 <sup>※4</sup> を有する場合 ④ 燃料電池 <sup>※6</sup> を採用する場合 ⑤ ガスエンジン・コージェネレーション <sup>※7</sup> を採用する場合
	等級 3 (躯体) + 開口部において等級 4 仕様の窓	以下の①～④のいずれかの仕様を満たすもの ① 熱交換換気 <sup>※3</sup> 及び高効率給湯器 <sup>※1</sup> を採用する場合 ② 熱交換換気 <sup>※3</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ③ 燃料電池 <sup>※6</sup> を採用する場合 ④ ガスエンジン・コージェネレーション <sup>※7</sup> を採用する場合
II 地域 III 地域	等級 4	以下の①～④のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 熱交換換気 <sup>※3</sup> を採用する場合 ③ 開口部において高断熱仕様の窓 <sup>※4</sup> を有する場合 ④ 燃料電池 <sup>※6</sup> を採用する場合
	等級 3 (躯体) + 開口部において等級 4 仕様の窓	以下の①～③のいずれかの仕様を満たすもの ① 熱交換換気 <sup>※3</sup> 及び高効率給湯器 <sup>※1</sup> を採用する場合 ② 熱交換換気 <sup>※3</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ③ 熱交換換気 <sup>※3</sup> 及び燃料電池 <sup>※6</sup> を採用する場合
IV 地域 (IV a、IV b 地域) V 地域	等級 4	以下の①～③のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 燃料電池 <sup>※6</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ③ 開口部において高断熱仕様の窓 <sup>※4</sup> を有する場合
	等級 3 (躯体) + 開口部において等級 4 仕様の窓	以下の①～②のいずれかの仕様を満たすもの ① 主たる居室にルームエアコンディショナー <sup>※5</sup> を設置し、高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 主たる居室にルームエアコンディショナー <sup>※5</sup> を設置し、燃料電池 <sup>※6</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合
	等級 3 (躯体) + 開口部において高断熱仕様の窓 <sup>※4</sup>	以下の①～②のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 燃料電池 <sup>※6</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合
VI 地域	等級 3	以下の①～②のいずれかの仕様を満たすもの ① 高効率給湯器 <sup>※1</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合 ② 燃料電池 <sup>※6</sup> 及び節湯器具 <sup>※2</sup> を採用する場合

ただし、以下のいずれかに該当する場合は除外する。

- 1) ヒートポンプ方式によらない電気温水器を採用している場合
- 2) ヒートポンプ方式によらない電気暖房を採用している場合

- ※1：高効率給湯器とは以下のどれかに該当するものをいう。
- ・ガス瞬間式（潜熱回収型）給湯器
  - ・石油瞬間式（潜熱回収型）給湯器
  - ・電気温水器（ヒートポンプ式）で年間給湯効率（APF）3.0以上を満たすもの。
- ※2：節湯器具を採用とは以下の条件をすべて満たす場合である。
- ・台所において「節湯A（手元止水機能）」「節湯B（小流量吐水）」「節湯AB（手元止水機能＋小流量吐水）」のいずれかを採用する。
  - ・シャワーにおいて「節湯AB（手元止水機能＋小流量吐水）」を採用する。
- ※3：熱交換換気とは、顕熱交換効率65%以上を満たす換気システムをいう。
- ※4：開口部（玄関・勝手口ドアを除く。）の熱貫流率がⅠ及びⅡ地域あつては1.9以下、Ⅲ地域にあつては2.91以下、Ⅳ及びⅤ地域にあつては4.07以下とする。
- ※5：省エネ法で定めた「家庭用の直吹き形で壁掛け型のもの」で、目標年度2010年度の省エネ基準値達成率が100%以上の機器をいう。
- ※6：燃料電池については、民生用燃料電池導入支援補助金の応募要件を満たしていることを条件とする。
- ※7：ガスエンジン・コージェネレーションについては、BLS G Co:2008 を満たしていることを条件とする。